

デジタル統括室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和7年2月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度中央こども相談センター庁舎移転に伴う共通ファイルサーバ兼プリントサーバ移設業務委託	情報処理	株式会社大塚商会 LA関西営業部	1,045,000	令和7年2月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—

No. 1

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度中央こども相談センター庁舎移転に伴う共通ファイルサーバ兼プリントサーバ移設業務委託

2 契約の相手方

株式会社大塚商会 LA関西営業部

3 随意契約理由

株式会社大塚商会は、中央こども相談センター現行共通ファイルサーバ兼プリントサーバの運用・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

(G4)

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7114)